

## 第4回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会 議 事 要 旨

〔日 時〕 令和5年9月13日（水）18：30～20：00

〔場 所〕 昭島市役所 3階 庁議室

〔出席者〕

### 1 委員

花田会長、小瀬副会長、松井委員、長野委員、中山委員、福島委員、高橋委員、横山委員、古賀委員、堀川委員、眞如委員、工藤委員

### 2 事務局

高橋学校教育部長、横山学務担当課長、藤岡学務係長

### 3 傍聴者 なし

〔配布資料〕

- ・第4回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程
- ・昭島市立学校適正規模適正配置等について審議会答申（案）
- ・昭島市立学校適正規模適正配置等審議会 答申（案）修正・変更一覧

〔議事要旨〕

### 1 開会

### 2 第3回審議会の議事録の確認について

事前に送付した議事録について、議事要旨をホームページに公開する旨確認した。

### 3 議題

#### （1）昭島市立学校適正規模適正配置等について答申（案）について

第3回昭島市立学校適正規模適正配置等審議会までに議論した内容を踏まえて作成した答申（案）について、事務局より項番ごとに説明

- ・表紙から項番3児童・生徒数・学級数の将来予測までについて

表紙の表題には「(案)」と記載。下部には最終的には答申の年月を記載するが、現段階では記載していない。

「はじめに」は答申の際は会長名を入れた文面になるが、パブリックコメントに付すにあたっては、会長名は入れずに作成している。

目次では、全体の構成を確認するが、最初に本市の人口、児童生徒数の推移を、2番目に小中学

校の現状、3番目に児童生徒数と学級数の将来予測を把握し、4番目に適正規模と通学区域の考え方を整理し、最後に学区の未設定区域についての結論を記載する構成とした。

項番1 昭島市の人口と児童・生徒数の推移について、人口、児童・生徒数のいずれも、前回答申時の平成24年以降の推移を追記しており、人口では、少子高齢化が進行し、年少人口の減少傾向が続いている。

項番2 昭島市立小・中学校の現状では、本年5月1日時点の実数を記載するとともに、前回答申を受けて実施した統合の効果と、通学区域の見直しについて記載している。

項番3 児童・生徒数・学級数の将来予測については、本市の教育人口推計について、記載している。

#### 《質疑》

◆「はじめに」の6行目は「力が注いできた」ではなく、「力を注いできた」ではないか。【横山委員】

○訂正する。【事務局】

◆6頁の(2) 将来予測のところについて、資料4参照となっており、資料4は前回配付された将来予測の表が掲載されているが、特別支援学級の児童数については、予測が困難で、つつじが丘小学校に関しては、ずっと同じ数字が将来にわたって記載されている。推計ができないことは、どこかに記載しておくべきではないか。【中山委員】

○本文あるいは資料にその旨を記載するように検討する。【事務局】

・項番4 適正規模・通学区域の基本的な考え方について

(1) 適正規模について、前回答申を踏まえ、文部科学省の手引きを参考に検討し、結果として前回答申の適正規模の基本的な考え方を踏襲することとした。

(2) の通学区域について、法令や本市の状況を確認した結果、前回答申の通学区域の基本的な考え方を踏襲することとした。

#### 《質疑》

◇8頁(2) 通学区域の7から8行目、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令「第4項」は「第4条」が正しいのではないか。【花田会長】

○訂正する。【事務局】

◆10頁の最後の2行、「令和10年度及び令和10年度には」というのはおかしい【高橋委員】

○「令和10年度及び」を削除する。【事務局】

◆9頁の④学校選択制について、5行目に「見直しの動きとなっている」という表現があるが、他の自治体あるいは文科省が見直しているのか気になる。調べてみると、採用している自治体の実数は横ばいとなっていて、政策的にも見直しているという雰囲気もよくわからなかった。このままでも良いかもしれないが、「採用する自治体は増えていない」などの表現でも良いのではないだろうか。【工藤委員】

○前回答申と同じ内容としていたが、10年が経過した現状がどうなのか、増えていないとは思いますが、改めて確認して、修正する。【事務局】

◇学校の選択制の最後の段について、学区制を「採用」とあるところ、「継続」とした方がすつき

りするのではないか。【花田会長】

○修正する。【事務局】

◆8頁の①不自然な通学区域の解消のところで、「数戸のみの地域を含めたり、」とあるが、「たり」を使う場合、次に「たり」という表現が必要となる。今回は「数戸のみの地域を含め、」としたほうが良いのではないか。【小瀬副会長】

○修正する。【事務局】

◇通学区域についての意見を確認する。一つ目、国庫負担に関する法律は第4条第1項第2号に修正する。二つ目、不自然な通学区域の解消のところで、「たり」を削除する。三つ目、学校の選択制のところで、「見直しの動きとなっている」というところを、現状確認のうえ、修正する。また、学区制を「採用」から「継続」に修正する。以上、事務局で対応をお願いします。【花田会長】

・項番5学区の未設定区域について

通学区域の設定にあたり、項番4で整理した基本的な考え方を踏まえ、大型集合住宅の児童・生徒数の増加見込みを推計し、学校施設の対応や児童生徒の通学距離などの視点も含めて検討を行った旨を記載した。

(1)では該当する三つの小学校のうち、つつじが丘小学校と拝島第二小学校を検討候補とした。

(2)では、大型集合住宅における児童生徒数の増加見込みの推計を基に、二つの案により検討を進め、それぞれの課題と検討内容をまとめる中で、結論として、第2案を採用することが適当とした。また、なお書きで拝島中学校の1年生が継続して適正規模を上回ることへの対応として、通学区域の見直しの検討をすることとした。

(3)では前述の課題に対する見直し案を二つあげ、①の案では多摩辺中学校の教室数不足、②の案では、対象児童数が少ないため、効果が限定的であることから、拝島中学校の通学区域の見直しは現時点では行わず、今後の検討課題とするに留めた。

また、事前にいただいたご意見の中で、12頁の上から3行目、「また、」～6行目「結論に達した。」までの段落において、第2案を採用するにあたっての数値的な根拠を示してはどうか、というものがあつた。4学級となる学年数が少ないことや、4学級となった場合も、1学級あたりの児童数が少ないことなど。こちらについては、どのような表記にするか、ご議論いただきたい。配布資料「修正・変更一覧」の裏面の網掛け部分をたたき台の案を用意したので、参考にしてください。

《質疑》

◆10頁の括弧1と2について、表題と本文との整合性が取れていないと思う。括弧1では候補となる学校をまず選び、括弧2では増加見込みと通学区域の設定についてという見出しが近いのではないか。【工藤委員】

◇括弧1について、長くなるが、「通学区域の設定に伴う候補となる学校」といった表記が適当か。

【花田会長】

◆同じく、括弧1のところだが、小学校のことしか記載されていないので、中学校についても通学距離が1.5キロ圏内といったことなどを記載した方がいいかと思う。記載がないと、後で突然瑞雲中

学校と栞島中学校が出てくるように感じる。【福島委員】

○括弧1のところで、「通学区域の設定に伴う候補となる学校について」という表題とし、本文に中学校について1.5キロ圏内に入っている瑞雲中学校と栞島中学校を通学区域とする、といった文言を後段のところに付け加えるような形でよろしいか。【事務局】

◇それでよろしいですね。次に括弧2の表題ですが、「児童生徒数の増加見込みと適正規模について」ではない表現がいいということになるが、ご意見をお願いしたい。【花田会長】

◆通学区域の中で、12頁に栞島中学校は生徒数が増えるから、継続して検討すると書いている。もう増えることが想定されているなかで、適正規模で行くからこうしていますよと1度書いて、そのあとでやはり増える傾向にあるから、また再度見直すとなると、見通しが甘いような印象になる。

【高橋委員】

○括弧2の最後のなお書き以降のところが議論になっているが、その手前の表で課題や検討内容を記載している。その中で、栞島中学校は第2案とした場合は1年生が令和6年度以降7学級が続くということが課題になっている。なお書きの前の段落で、つつじが丘小学校について、1案2案のいずれも4学級となる学年があることを課題としおり、学級運営におけるメリットと、学年経営と学校経営において、大きな問題にならないという意見と、教室の物理的な影響というところも含めて、第2案が適当だという結論に達したとしている。

その上で、栞島中学校の1学年7学級という課題が残るところを、次の見直し、通学区域の見直しについてという括弧3のところで、記載しているというような流れになっている。現段階の作りとしては、このなお書きがないと、唐突に括弧3が始まるということで、なお書き部分を記載している。【事務局】

◆括弧2で結論を出す前に、1案における課題と2案に対してはどういう課題があるのかを記載し、どちらも課題はあるが、2案の方が解決しやすい。よって結論として、2案を採用するというような流れとする。3番目はその課題をどう解決するのかというように見直してはどうか。最初に、その課題があるということは言うておかないと結論付けられないので、括弧2の話の流れを変えた方がいいと思う。【中山委員】

◇第1案と第2案に分けて、最初にそれぞれの課題が出し、両方を検討して最終的には2案が望ましいというふうに持っていくようなことでいかがか。【花田会長】

○課題等について、表中で触れさせてはいるが、それを本文のところで触れていないというところが問題と捉えてよいか。【事務局】

◆12頁の第2案を選んだ決定的な理由の表記はと曖昧な感じがしている。4学級規模になる年度を明確に打ち出した方がいいのではないかとということで、別紙の裏面に修正版がついているが、表までいるかどうか別にして、その第3段落で、令和11年度までの期間において、4学級となる学年数が第1案と比較して第2案が少ない。14学年と3学年ということで、相当開きがある。これをはっきり記載した方が説得力が高まるのではないか。【工藤委員】

◇表は資料として記載するとして、本文の中に14学年と3学年というはっきりとした数字を記載して、説得力を高めるというご意見。二つの案で相当開きがありますから、第2案の方がいいという結論になる。

○第1案と比較して第2案が4学級となる学年が少ないということ、本文の中で具体的な数字を

記載していくということによろしいか。【事務局】

◆表がわかりにくいところがある。1列目の表記を「第1案の課題」と「第2案の課題」とした方が、何が書いてあるのかわかりやすいと思う。それから、この表は2頁に跨ってしまっているようだが、一つの表ということか。【中山委員】

○一つの表となっている。レイアウトの問題で、表を次頁から記載することで、見やすくできる。

【事務局】

◆拝島中の生徒数が増えている状況から、通学区域見直しを検討しなくてはいけないということ、この「適正規模の基本的な考え方との整合性」というかたちで表現しているかと思うが、わかりにくい。より具体的に通学区域の見直しが必要ということをつかりやすく表記してはどうか。

【中山委員】

◇ここで「通学区域の見直しについて検討することとした」と入れるのか、あえて書かずに、「適正規模を上回る見込みである」と記載しておき、最後に「見直しは現時点で行わず、今後の検討課題をする」と結論付けるということにするようか。【花田会長】

○なお書きのところで「検討することとした」ではなく、その手前の「上回る見込みである」というところまでにして、括弧3の最後のところで、「今後の検討課題とすることとした」というところで一つの結論としていくということによろしいか。【事務局】

◆そうすると、12頁の括弧3の①②はなくなるか。それともこれは残るのか。【工藤委員】

○本審議会での①と②についてはご議論いただいたという認識でいる。現段階で、②については効果が少ないというようなところ、①については、拝島中学校の1年生が7学級になるという課題を解決する方法として検討したが、実際には多摩辺中学校の教室が足りないことがわかり、議論の結果、今現段階で、見直しすることは難しいという結論に至ったということをご記載している。【事務局】

◆括弧3の表題が「通学区域の見直しについて」となっているが、例えば「通学区域の今後について」などにしてはどうか。【高橋委員】

◇そうすると、括弧3で、今後の検討課題について触れることになるので、①と②も「の見直し」を削除して、それぞれ「通学区域について」という表記がいいだろう。【花田会長】

◇少し戻り、括弧2の「児童・生徒数の増加見込みと適正規模について」の表題について、いかがか。【花田会長】

◆見込みまでだけでいいのではないか。【高橋委員】

◆括弧2で最後に結論付けている。括弧2の内容を検討する項目と結論付ける項目に分けることはできないか。【中山委員】

○括弧2の表題を「児童・生徒数の増加見込みと検討課題について」として、表の検討内容のところまでとする。そこから先でその結論を新たに表題を設けるような形か。【事務局】

◆「第1案における」段落の前に、括弧3として、結論の項目にして、「通学区域の今後の検討課題について」を括弧4とする。【中山委員】

◇ここまでの議論を事務局で整理してほしい。【花田会長】

○10頁の括弧1のところから、「通学区域の設定に伴う候補となる学校について」とし、小学校について2校を候補とする記載の後に、中学校について、通学距離などを記載するということ。

次に括弧 2 の表題を、「児童生徒数の増加見込みと検討課題について」として、12ページの表のところまでを、課題の洗い出しとして括弧 2 とする。

次に、括弧 3 を新たに設け、「課題に対応する通学区域の設定について」といった表題にして、本文中に数字を具体的に入れて第 2 案を採用する説得力を増すようにし、括弧 3 は結論という形にする。

最後に括弧 4 で「通学区域の今後の検討課題について」というような流れで整理できるが、いかがか。【事務局】

◆括弧 2 は、1 案と 2 案を検討して、それぞれ課題を抽出したということ。括弧 3 ではそれを基にそれぞれの案を比較して、2 案の方を採用することが適当であると結論を出したということになる。【中山委員】

◇そのあと括弧 4 で通学区域の今後の検討課題とするという流れにする。【花田会長】

◆先ほどの議論と被るが、表の一番下の最後の検討内容のところ、1 案も 2 案もそれぞれつつじが丘小学校についての適正規模の基本的な考え方との整合性という表現が分かりにくい。そこを、それぞれ具体的な言葉に変えることと、最後の 2 行で、「また物理的に許容できる施設の状況から、」と「第 2 案を採用することが適当であるとの結論に達した。」の間に「通学区域についての課題等はあるものの、」としてはどうか。どちらの案についても、適正規模の基本的な考え方については課題があるが、学級の児童数が少なくなることなどのメリットがあるから、2 案にしたと結論付ける。【中山委員】

○ここでの課題は、通学区域というよりも適正規模かと思う。小学校は 1 学年 2 から 3 学級が望ましいところ、つつじヶ丘小学校では 4 学級となる学年があること。中学校については 1 学年 4 から 6 学級が望ましいところ、拝島中学校では 1 年生は 7 学級が続いてしまうところが課題で、それを解消するために学区域の見直しの検討をするというような話の流れになると捉えている。【事務局】

◇適正規模としても課題だが、それが通学区域の課題繋がることから、ここには通学区域についての課題があるものと入れたらどうかというご意見と受け止める。【花田会長】

◆「残された課題」という表現はどうか。【工藤委員】

○「残された課題」という表現を使わせていただくと、「物理的に許容できる施設の状況から、残された課題はあるものの、第 2 案を採用することが適当であるとの結論に達した」という表現で、なお書きのところについては、次の表題のところ、「通学区域の今後の検討課題について」で、本文としても入れた方がよろしいか。【事務局】

◆「通学区域の今後の検討課題について」の冒頭に記載していいと思う。【中山委員】

◇では括弧 4 の冒頭に「なお、」を除いて「拝島中学校は」から「上回る見込みである。」というところまで記載するとして、「5 学区の未設定区域について」の修正箇所について、事務局で整理してほしい。

○括弧 1 のところで「通学区域の設定について」となっているところを、「通学区域の設定に伴う候補となる学校について」に修正。本文のところでは小学校の記載しかないので、中学校について、通学距離が 1.5 キロ以内でそれぞれの小学校と中学校の関わりの観点から瑞雲中学校と拝島中学校の通学区域とするといった記載を追記する。

次に括弧2として、「児童・生徒数の増加見込みと検討課題について」という表題とする。10頁の一番下のところ、「令和10年度および令和10年度」になっているところを「令和10年度及び」を除く。表のところで、表が頁を跨がないよう、次頁の頭から表示する。表中の検討内容のところ、「つつじが丘小学校の適正規模との整合性」という文言をわかりやすい形で記載する。表の1列目の「第1案の課題」「第2案の課題」というふうに表記するというご意見があったかが、表のつくりが、6列目で「検討内容」となっていることから、「の課題」といれていいのかというところは、改めて判断いただきたい。【事務局】

◆表の構成から、「の課題」は必要ない。【中山委員】

○続いて、表の次で「第1案における～」の前に新たに括弧3として表題を「課題に対応する学区域の設定」というようにする。配布資料の裏面、網がけしている内容で進める中で、下段の「第2案が少ないこと」について、その少ない内容を具体的な数字を入れて、説得力を持つように加筆する。

また同じ段落の最後の2行で、「物理的に許容できる施設の状況から、残された課題はあるものの、第2を採用することが適当であるとの結論に達した。」とする。

そこまで括弧3とし、括弧4として「通学区域の今後の検討課題について」とする。なお書きの文章の「なお」を除き、「拝島中学校は、現在でも生徒数が最も多い中学校であり、第2案を採用した場合、教室要請は対応できるものの、1年生が継続して、「適正規模の基本的な考え方」を上回る見込みである。第2案を採用した場合の拝島中学校の生徒数の増にかかる学級増への改善策として、次の2つの通学区域の見直し案について検討した。」とする。①「拝島第一小学校の通学区域のうち、拝島中学校の通学区域について」とし、「の見直し」の表記を削る。②についても同様に「の見直し」を削るといったところが、今の議論の内容として把握したところである。漏れや直し方で修正点があればと思いますがいかがか。【事務局】

◇だいたい全部拾えている。量はそれなりにあるが、事務局で対応可能なところかと思う。【花田会長】

○修正するにあたり、表中の「整合性」をわかりやすく表現するには、どのように表記したらいいとか案をいただきたい。【事務局】

◆具体的に記載するとどうなるか。【中山委員】

○長くなるが、「適正規模の基本的な考え方では、小学校の学級数は1学年2から3学級が望ましい。中学校の学級数は1学年4から6学級が望ましいところ、課題のところ、つつじヶ丘小学校は4学級となる学年があること、拝島中学校の1年生は令和6年度以降7学級が続く」となる。

【事務局】

◆その通りだと思う。表中の「整合性」に注釈の「\*」をつけて、表の下に今の内容を記載してはどうか。【工藤委員】

◇その他に意見はあるか。【花田会長】

◆資料4に特別支援学級の推計について記載をすることになったが、同様に資料7と8にも対応が必要ではないか。【中山委員】

○この件について、表あるいは本文で追記するという事になったかと思う。表に追記するようであれば、資料7と8も同様の対応をするということよろしいか。【事務局】

◇ここまでの議論で、意見は出きったようなので、事務局で修正の対応をお願いする。

#### 4 その他

##### 次回日程について

◇今回の議論の結果、答申(案)を事務局で整理してもらおう。改めて審議会を開き、委員の皆さんに見ていただくか、あるいは審議会を開かずに、事務局から答申(案)を各委員に送付してもらい、皆さんのご意見が反映されるかどうかということを確認していただくか、そのことについてご意見を伺いたい。【花田会長】

◆確認したうえで、意見を付す方法はどうか。【工藤委員】

○答申(案)をワードのデータで送付するので、そこに加筆等をする形で、ご意見をいただきたい。

【事務局】

◇スケジュールはどうか。【花田会長】

○今回の議論を受けた答申(案)を10月の1週目6日ぐらいまでには送付するように準備したい。ご確認いただき、意見については、10月20日を目処にいただいて、修正点があれば、それを更に直していく。その際、改めて委員の皆さん全員に諮るのか、あるいは会長に見ていただいて、判断していただくのかについて、ここでご議論いただきたい。【事務局】

◆あまり修正が多く入るとは思えないが、同じ個所に異なる意見があると判断に困るのではないか。【中山委員】

◇10月20日までに意見をいただき、それに基づいた修正は、会長に一任という形でもよろしいか。【花田会長】

(異議なし)

◇では、この場合の今後のスケジュールはどうか。【花田会長】

○まず、修正したパブリックコメント実施前の最終案は広報等に出る前に委員の皆さまにお示しする。

パブリックコメントは当初12月から1月ということで予定しており、パブリックコメント後、2月の中旬ぐらいに審議会を開催する予定だった。今回、予定より早く審議を進めていただいたことから、パブリックコメントの実施時期を11月から12月としたい。パブリックコメント後の審議会も1ヶ月ほど早めて、1月中旬頃に開催し、パブリックコメントの結果を受け、その意見に対して、審議会としてはどのように考えるのかをご議論いただきたい。その後、2月に教育長に答申を提出するような流れで進めさせていただければというふうに考えております。

審議会の日程は、改めて調整させていただく。

～閉会～

## 第4回 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会日程

日時 令和5年9月13日（水）  
午後6時30分から  
会場 昭島市役所庁議室

### 1 開会

### 2 第3回審議会の議事録の確認について

### 3 議題

(1) 昭島市立学校適正規模適正配置等について答申（案）について

### 4 その他

(1) 次回日程について

日時： 月 日（ ） 午後6時30分～

会場：市役所3階 庁議室

昭 島 市 立 学 校 適 正 規 模  
適 正 配 置 等 に つ い て  
答 申 （ 案 ）

昭島市立学校適正規模適正配置等審議会



## は じ め に

昭島市は令和6年に市制施行70周年を迎える。これまで、都市近郊のベッドタウンとして、安全で利便性に富んだ都市基盤と、豊かな水と緑の環境が調和した、快適で暮らしやすい住宅都市として発展を遂げてきた。

高度成長期には都市基盤の整備がなされ、大規模集合住宅の建設による人口増加に伴い、教育委員会は小・中学校の新築、増改築など、教育施設整備に力が注いできた。児童・生徒数は、団塊ジュニア世代が在籍した昭和50年代後半から60年代にピークを迎え、その後、少子化の進行に伴い減少傾向となり、平成30年頃からは横ばい状態となっている。

市立学校の適正規模、適正配置及び通学区域については、学校間の児童・生徒数並びに学級数等の規模に格差が生じたことから、平成13年度、平成24年度に教育委員会の諮問を受けた昭島市立学校適正規模適正配置等審議会が答申を行っている。平成24年度の答申が、現在まで昭島市教育委員会の学校の適正規模等に対する基本的な考え方となり、それ以降、小学校の統廃合を行うなど、学校の適正規模等に向けた改善に取り組んできた経緯がある。

今回、昭島駅北側の学区域未設定区域に大型集合住宅の建設がされることとなり、改めて学校の適正規模等の考え方を整理した上で、その学区域の設定をするべく、令和5年5月26日に昭島市教育委員会教育長から、次の事項について改めて諮問を受けた。

- 1 市立学校の適正規模について
- 2 市立学校の通学区域について

本諮問を受け、当審議会では平成24年度の答申と文部科学省の示す公立小学区・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引と本市の現状を検証のうえ、児童・生徒のより良い教育環境整備に向けて審議を重ねてきた。

ここに、適正規模、通学区域の基本的な考え方や学区域未設定区域の通学区域の設定について、一定の結論を得たので、その結論について、パブリックコメントに付するものである。



# 目 次

1	昭島市の人口と児童・生徒数の推移	1
(1)	昭島市の人口	1
(2)	児童・生徒数	2
2	昭島市立小・中学校の現状	3
(1)	小・中学校の児童・生徒数	3
(2)	通学区域	4
3	児童・生徒数・学級数の将来予測	5
(1)	本市の市立小・中学校の児童・生徒数の将来予測	5
(2)	学校別児童・生徒数の将来予測	6
(3)	学校別学級数の将来予測	6
4	適正規模・通学区域の基本的な考え方	7
(1)	適正規模	7
(2)	通学区域	8
5	学区の未設定区域について	10
(1)	通学区域の設定について	10
(2)	児童・生徒数の増加見込みと適正規模について	10
(3)	通学区域の見直しについて	12

## 資料編

資料1	諮問	16
資料2	人口・児童生徒数・学級数の推移	17
資料3	小学校児童数・中学校生徒数の推移	18
資料4	小学校児童数・学級数、中学校生徒数・学級数	19
資料5	建設予定の集合住宅における児童・生徒出現数表	25
資料6	市立小・中学校学区図（集合住宅位置）	26
資料7	小学校児童数・学級数、中学校生徒数・学級数 （第1案）	27
資料8	小学校児童数・学級数、中学校生徒数・学級数 （第2案）	33
資料9	案別・学校別学級数・教室許容数	39
資料10	市立小・中学校学区図	41
資料11	昭島市立学校適正規模適正配置等審議会条例	42

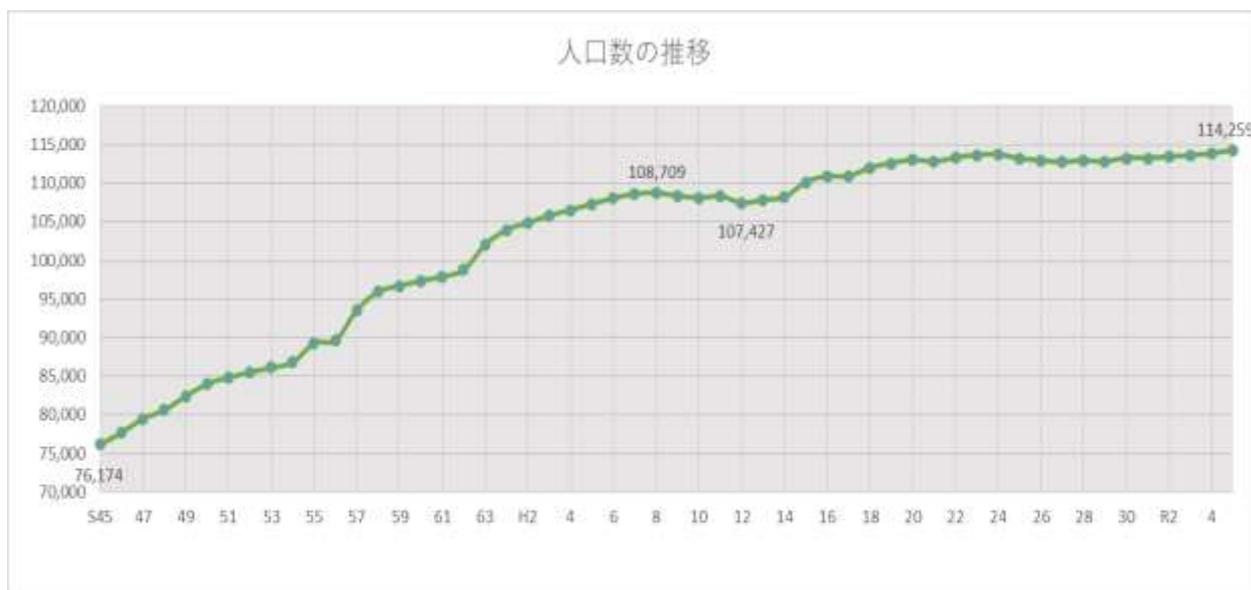
# 1 昭島市の人口と児童・生徒数の推移

## (1) 昭島市の人口

昭島市は、市制施行当時の昭和 29 年は人口が 36,482 人であったが、昭和 32 年から実施された工場誘致や市内の各所に公営住宅が建設されるなどにより人口の増加が見られた。また、昭和 50 年代中頃以降は、田中町住宅、西武拝島ハイツ、つつじが丘ハイツ等の建設により人口が大幅に増加した。平成 8 年以降、減少または横ばい状態であったが、銀行のグランド跡地、松原町の工場跡地等の大規模な集合住宅の建設、大神町 4 丁目の開発による戸建住宅の建設などの影響もあり、平成 14 年頃から再び増加傾向に転じ、近年でも立川基地跡地の開発などから、転入者数が転出者数を上回り、微増の状況が続き、現在に至っている。(資料 2 参照)

一方で、人口構成は少子高齢化が進んでおり、15 歳未満の年少人口は、平成 2 年 19,477 人、平成 22 年 14,710 人、令和 5 年 13,931 人と減少傾向が続いている。

(各年 1 月 1 日現在)



## (2) 児童・生徒数

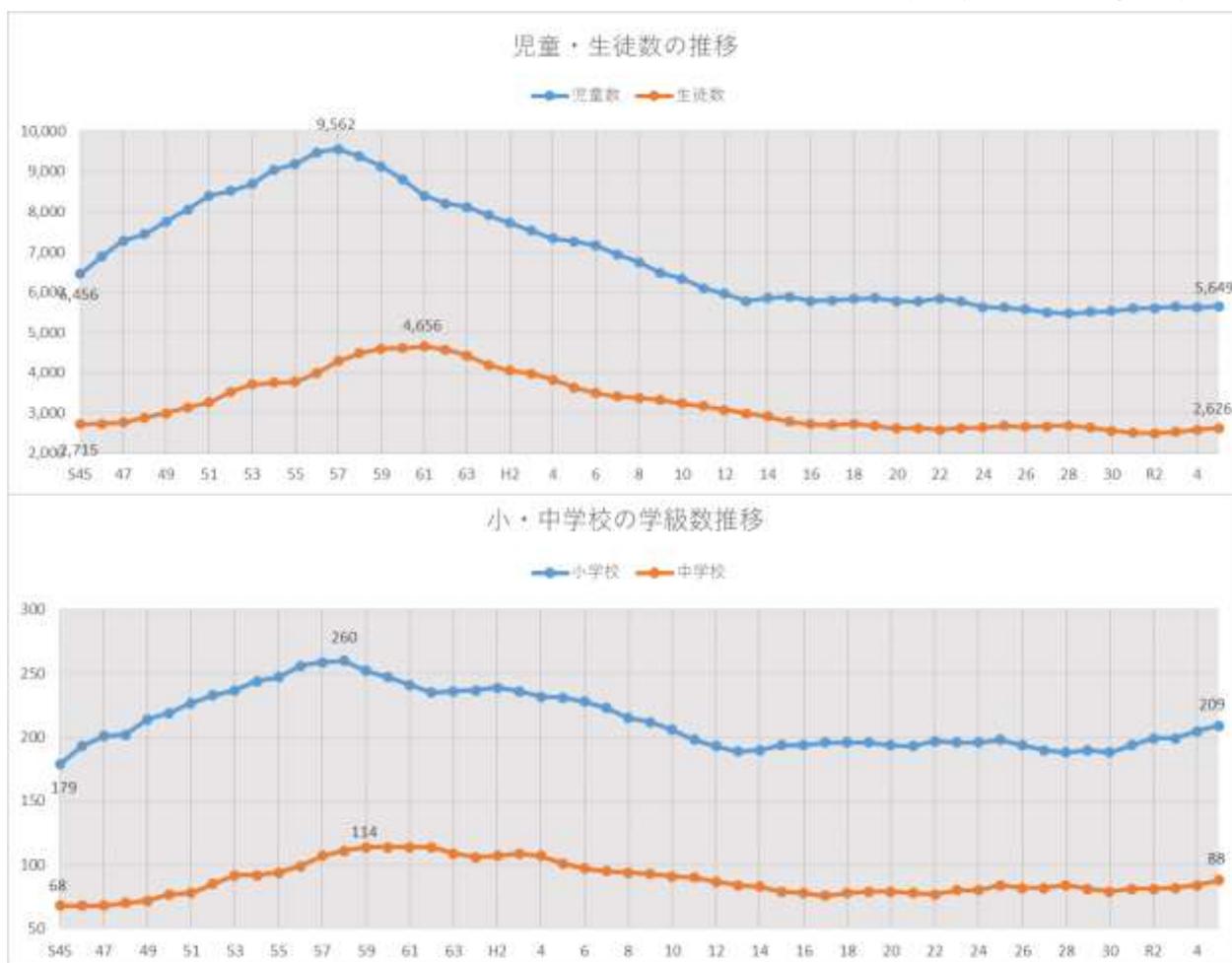
昭島市立学校の児童・生徒数は、昭和 45 年には小学校 6,456 人、179 学級、中学校 2,715 人、68 学級であったが、人口の増加に伴って増加し、小学校の児童数は昭和 57 年に 9,562 人、学級数は昭和 58 年に 260 学級、中学校の生徒数は、昭和 61 年に 4,656 人、学級数は昭和 59 年に 114 学級のピークに達した。

しかし、少子化の影響で、昭島市の人口が増加しているにもかかわらず、児童・生徒数は減少していき、平成 14 年頃から減少の割合は少なくなかったものの、緩やかに減少し、平成 30 年頃から現在までほぼ横ばいの状況となっている。

令和 5 年度現在の児童・生徒・学級数は小学校の児童数が 5,649 人でピーク時の 59.1%、学級数が 209 学級でピーク時の 80.4%、中学校の生徒数が 2,626 人でピーク時の 56.4%、学級数が 88 学級でピーク時の 77.2% である。

なお、学級数は、令和 3 年度から令和 7 年度にかけて小学校全学年を段階的に 35 人学級の対象学年を引き上げていることから増加傾向にある。(資料 2 参照)

(各年 5 月 1 日現在)



※小学校について、S39～54 年は 45 人学級、S55 年以降 40 人学級、R3 年から段階的に 35 人学級

## 2 昭島市立小・中学校の現状

### (1) 小・中学校の児童・生徒数

#### ① 小学校の児童数

児童数が多い学校で、拝島第一小学校が 621 人 20 学級、拝島第三小学校が 605 人 19 学級に対し、児童数が少ない学校で東小学校が 251 人 12 学級、田中小学校が特別支援学級 4 学級を含めて 331 人 17 学級となっている。

#### ② 中学校の生徒数

生徒数が多い学校で、拝島中学校が 661 人 18 学級、清泉中学校が特別支援学級 4 学級を含めて 630 人 22 学級に対し、生徒数が少ない学校で福島中学校が 240 人 7 学級、多摩辺中学校が特別支援学級 6 学級を含めて 337 人 15 学級となっている。

### 令和 5 年度小学校別児童数、学級数（5 月 1 日時点）

（単位：人）（ ）内は学級数

学 校 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	合計
東	39 (2)	36 (2)	46 (2)	37 (2)	51 (2)	42 (2)		251 (12)
共 成	63 (2)	60 (2)	56 (2)	54 (2)	36 (1)	55 (2)	22 (3)	346 (14)
富 士 見 丘	62 (2)	66 (2)	47 (2)	50 (2)	53 (2)	41 (2)	53 (7)	372 (19)
武 蔵 野	63 (2)	62 (2)	58 (2)	63 (2)	87 (3)	86 (3)		419 (14)
玉 川	68 (2)	65 (2)	72 (3)	68 (2)	60 (2)	60 (2)		393 (13)
中 神	58 (2)	66 (2)	70 (2)	72 (3)	67 (2)	63 (2)		396 (13)
つつじが丘	83 (3)	91 (3)	89 (3)	76 (3)	79 (2)	90 (3)	47 (6)	555 (23)
光 華	85 (3)	94 (3)	69 (2)	87 (3)	80 (2)	56 (2)		471 (15)
成 隣	46 (2)	47 (2)	54 (2)	61 (2)	64 (2)	68 (2)		340 (12)
田 中	42 (2)	40 (2)	71 (3)	46 (2)	56 (2)	50 (2)	26 (4)	331 (17)
拝 島 第 一	87 (3)	117 (4)	103 (3)	97 (3)	123 (4)	94 (3)		621 (20)
拝 島 第 二	89 (3)	80 (3)	92 (3)	90 (3)	106 (3)	92 (3)		549 (18)
拝 島 第 三	118 (4)	99 (3)	94 (3)	102 (3)	82 (3)	110 (3)		605 (19)

※ 第 1～4 学年は 35 人で 1 学級、第 5～6 学年は 40 人で 1 学級。

※ 特別支援学級（固定級）は 8 人で 1 学級。

※ 特別支援学級（通級指導学級）は含まない。

## 令和5年度中学校別生徒数・学級数

(単位：人) ( ) 内は学級数

学 校 名	1 年	2 年	3 年	特支	合 計
昭和中学校	93 (3)	111 (3)	107 (3)	30 (4)	341 (13)
福島中学校	93 (3)	76 (2)	71 (2)		240 (7)
瑞雲中学校	143 (5)	136 (4)	138 (4)		417 (13)
清泉中学校	190 (6)	209 (6)	203 (6)	28 (4)	630 (22)
拝島中学校	197 (6)	239 (6)	225 (6)		661 (18)
多摩辺中学校	97 (3)	99 (3)	95 (3)	46 (6)	337 (15)

※ 第1学年は35人で1学級、第2～3学年は40人で1学級。

※ 特別支援学級（固定級）は8人で1学級。

※ 特別支援学級（通級指導学級）は含まない。

平成25年2月の本審議会の答申を受け、平成27年に拝島第一小学校と拝島第四小学校、平成28年につつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合をした。このことにより、1学年1学級の単学級は、小学校全体で平成24年度には5校で15学級であったが、令和5年度は1学級のみとなっている。

### (2) 通学区域

平成25年2月の本審議会の答申に基づき、小学校及び中学校の通学区域の見直しを実施し、不自然な通学区域の解消や地域との関係性の向上、小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性について、改善を図っている。また、通学区域は小学校で半径1km、中学校で半径1.5kmにおおむね収まるように配置されている。

平成25年2月の答申に基づき実施した通学区域の見直し

- ① 東町5丁目3番から10番（玉川小学校から東小学校へ）
- ② 松原町3丁目1番、5番（拝島第二小学校から拝島第三小学校へ）
- ③ 中神町1288番地～1361番地ほか（昭和中学校から瑞雲中学校へ）
- ④ 大神町二丁目ほか（清泉中学校から多摩辺中学校へ）

### 3 児童・生徒数・学級数の将来予測

児童・生徒数の将来予測を的確に行うことは、今後の教育行政を進めるうえで重要な要件である。

児童・生徒数の今後の予測は、東京都の「令和4年度教育人口等推計報告書」によれば、令和17年度までの市町村部（島しょ部含む）の公立小学校の児童数及び公立中学校の生徒数はいずれも減少傾向が続いていくと予測をしている。

本市の将来の児童・生徒数の予測にあたっては、令和5年5月1日現在の住民基本台帳の各年齢別の人数を基に、東中神都営住宅の建設による児童・生徒数の増加も加え、さらに各学校別の児童・生徒数については指定学校変更による増減も加味して令和11年度までの予測をした。なお、予測にあたり、学区の未設定区域において開発される民間集合住宅は含めていない。

#### (1) 本市の市立小・中学校の児童・生徒数の将来予測

令和5年度の市立小学校の児童数は5,649人であるが、令和8年度には5,581人（-1.2%）、令和11年度には5,322人（-5.8%）となり、減少傾向と予測をした。

市立中学校では、令和5年度の生徒数が2,626人であり、令和8年度には2,641人（+0.6%）、令和11年度には2,636人（+0.4%）となり、ほぼ横ばいと予測をした。

（資料3参照）

#### 児童・生徒数の推計

（単位：人）

年 度	小学校児童数	中学校生徒数
令和6年度	5,626	2,617
令和7年度	5,639	2,624
令和8年度	5,581	2,641
令和9年度	5,489	2,655
令和10年度	5,412	2,636
令和11年度	5,322	2,636

## (2) 学校別児童・生徒数の将来予測

小学校の児童数は、つつじが丘小学校、拝島第一小学校、拝島第二小学校で減少傾向にある一方、東中神都営住宅の建設や基地跡地の開発の影響から富士見丘小学校は増加傾向にある。

中学校の生徒数は、清泉中学校で減少傾向にある一方、昭和中学校と福島中学校では増加傾向にある。(資料4参照)

## (3) 学校別学級数の将来予測

小学校の学級数について、田中小学校に特別支援学級(情緒障害)を設置することに伴い、富士見丘小学校は特別支援学級が減少するものの、児童数の増加傾向にあることから、学校全体の学級数は増加傾向にある。

また、児童数が減少傾向にあるつつじが丘小学校、拝島第一小学校、拝島第二小学校は学級数についても減少傾向にある。

なお、1学年1学級の単学級については、東小学校と田中小学校にひと学年出現する見込みである。

中学校については、昭和中学校と福島中学校で増加傾向にあり、清泉中学校と多摩辺中学校は減少傾向にあるが、全体の学級数としては横ばいとなる見込みである。(資料4参照)

#### 4 適正規模・通学区域の基本的な考え方

今回、当審議会への諮問の背景として、学区の未設定区域である、昭島駅北側における大型集合住宅の建設に伴い、当該区域の通学区域を設定する必要が生じたことがある。通学区域の設定の前提として、適正規模及び通学区域の基本的な考え方を整理することとした。

##### (1) 適正規模

市立小・中学校の適正規模を考えるうえで、現行法令では学級数を一つの要素としている。学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とし、中学校にも準用すると規定している。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第1号では、適正規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」と規定している。

本市の小・中学校の児童・生徒数は、「2 昭島市立小・中学校の現状」でも述べたとおり、前回答申後に実施した小学校の統合と通学区域の変更の効果により、単学級は共成小学校の1学級のみとなっている。

この状況と前回答申で示された適正規模の基本的な考え方を踏まえ、改めて基本的な考え方に修正の必要性があるのかを検討した。

検討をする中で、平成27年に文部科学省が発行した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考とした。この手引には、小規模校の学校運営上の課題、複数学級編制による利点や学級数が少ない場合の教職員数配置減による教育活動の制約などが示されており、これらの課題解決に向けた小学校の望ましい学級数は、1学年2学級以上としている。

手引に記載された内容と前回答申の適正規模の基本的な考え方は同様であり、前回答申後の対応により、現状の学級数はおおむね適正規模の範囲におさまっていることから、当審議会は前回答申の適正規模の基本的な考え方を踏襲することとした。

##### 小学校

- ・ 単学級は望ましくない。
- ・ 学級数は、1学年2～3学級が望ましい

##### 中学校

- ・ 学級数は1学年4～6学級が望ましい。

## (2) 通学区域

通学区域制度については、義務教育の適正な規模の学校と教育内容を保障、教育の機会均衡等とその水準の維持を図るという趣旨で行われてきた制度で、学校教育法施行令第5条第2項では、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定している。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4項第1項第2号に適正な学校の規模の条件として、「通学距離が小学校にあっては、おおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。」と規定している。なお、昭島市の通学区域は小学校でおおむね半径1 km以内、中学校でおおむね1.5 km以内に入るように設定されている。

前回答申における通学区域の設定は、基本的には、町、丁目別や大きな道路、鉄道等を境界とし、次の5点に留意することとしており、答申以降、通学区域の見直しが実施され、不自然な通学区域の解消や地域との関係性の向上、小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性が図られている。

このような状況から、当審議会は前回答申の**通学区域**の基本的な考え方を踏襲することとした。

### ① 不自然な通学区域の解消

学校が新たに設置された当時の経緯などから、鉄道を越えた数戸のみの地域を含めたり、畑地の中での境界等、通学区域の決定や通学路の面からも不自然な通学区域について、可能な限り改善を図る必要がある。

### ② 地域社会との関わり

少子化、核家族化等から人と人との関わりが希薄化しつつある。地域との関わりが学校に求められることから、子どもを取り巻く様々な地域の関係団体にも配慮し、可能な限り通学区域との整合性を図る必要がある。

### ③ 安全な通学路の確保

交通量の多い道路の横断や狭隘な道路、水路等の危険な箇所を避けて通学できるよう、可能な限り安全な通学路が確保されるよう通学区域を定める必要がある。

④ 学校の選択制

学校の選択制については、国が平成9年に通学区域の弾力的な運用を打ち出したことから全国的に広まった制度であるが、児童・生徒の希望が大規模校に集中し、学校間の格差が広がることや、学校と地域との繋がりが薄れる、通学距離が長くなることから登下校時の安全の確保が懸念されるなどの理由から、見直しの動きとなっている。

本市においては、従前より学区制を採用しているが、今後についても、学区制を採用し、学校選択制は採用しないこととしている。

⑤ 小学校の通学区域と中学校の通学区域との関わり

小学校から中学校への進学にあたり、同一の小学校から2校ないし3校の中学校に分散することは、交友関係、地域社会との関わり等から考慮する必要がある。このことから、同一の小学校の児童のすべてが同じ中学校に進学する通学区域を定め、可能な限り整合性を図る必要がある。

## 5 学区の未設定区域について

学区の未設定区域である、昭島駅北側の通学区域を設定するにあたり、「4 適正規模・通学区域の基本的な考え方」を踏まえ、当該大型集合住宅による児童・生徒数の増加見込みを推計し、当該区域となる学校の児童・生徒の増加に伴う、学校施設の対応や児童生徒の通学距離などの視点も含めて検討を行った。(資料5・6参照)

### 昭島駅北側の大型集合住宅の概要

	予定戸数	入居予定年月
A敷地	481	令和6年10月
B敷地	100	令和10年3月
C敷地	270	令和8年3月

#### (1) 通学区域の設定について

通学区域について、当該大型集合住宅からの通学距離が1km以内にある小学校はつつじが丘小学校、光華小学校と拝島第二小学校の3校が該当する。このうち、光華小学校とした場合、鉄道を超えた通学区域となり、通学路について、踏切を使わずに地下道を利用する場合、つつじが丘小学校の通学区域を通る必要があることから、小学校については、つつじが丘小学校と拝島第二小学校を検討の候補とすることとした。

#### (2) 児童・生徒数の増加見込みと適正規模について

集合住宅における児童・生徒数の増加見込みについては、東京都教育委員会が作成した「令和4年度教育人口等推計報告書」で使用している出現率を用いて推計した。

この推計を基に次の2つの案により検討した。(資料7・8・9参照)

第1案：A～C敷地の大型集合住宅の児童生徒をつつじが丘小学校と瑞雲中学校の通学区域とする。

第2案：A及びB敷地の大型集合住宅の児童生徒をつつじが丘小学校と瑞雲中学校に、C敷地の大型集合住宅の児童生徒を拝島第二小学校と拝島中学校の通学区域とする。

第1案では、つつじが丘小学校の児童数は集合住宅の入居開始後の令和7年度以降に増加しはじめる。学級数は、現在の23学級から令和10年度及び令和10年度には29学級に増加する見込みである。これに対す

る教室許容数（パソコンルームや少人数教室など、転用可能な部屋を教室に変更した場合の教室数）は 27 教室であり、現在の学校施設では教室数が不足する。

また、令和 8 年度に 2 学年で 4 学級となり、令和 10 年度には 5 学年が「適正規模の基本的な考え方」を上回る状況となる見込みである。

瑞雲中学校については、生徒数増加に伴う学級数は現在の 13 学級から令和 7 年度、令和 8 年度及び令和 11 年度に 14 学級になる見込みである。これに対する教室許容数は 17 教室で、学級数増への対応が可能である。

第 2 案でも、つつじが丘小学校の児童数は集合住宅の入居開始後の令和 7 年度以降増加しはじめるが、増加の割合は第 1 案よりも緩やかで、学級数は、現在の 23 学級から令和 11 年度に 26 学級になる見込みである。これに対する教室許容数は 27 教室で、学級数増への対応が可能である。

また、令和 10 年度に 1 学年で 4 学級となり、令和 11 年度には 2 学年が「適正規模の基本的な考え方」を上回る状況となる見込みである。

瑞雲中学校は、生徒数は微増するものの、学級数は現在の 13 学級から令和 7 年度及び令和 8 年度に 14 学級となり、以降は 13 学級になる見込みである。

拝島第二小学校は、C 敷地の集合住宅建設に伴う児童数増を考慮しても、児童・学級数ともに減少傾向で、学級数は現在の 18 学級から令和 10 年度に 16 学級になる見込みである。

拝島中学校は生徒・学級数ともに微増の見込みで、学級数は現在の 18 学級から令和 8 年度に 19 学級になる見込みである。これに対する教室許容数は 22 教室で、学級数増への対応が可能である。

また、令和 6 年度以降、1 年生が 7 学級となり、以降、継続して「適正規模の基本的な考え方」を上回る見込みである。

以上のことから、それぞれの案の課題及び検討内容は次の表のとおりとなり、この課題についてさらに検討をした。

	第 1 案	第 2 案
つつじが丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数の不足が生じる</li> <li>・ 4 学級となる学年がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数は対応可能</li> <li>・ 4 学級となる学年がある</li> </ul>
拝島第二小学校	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数は対応可能</li> </ul>
瑞雲中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数は対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数は対応可能</li> </ul>
拝島中学校	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室数は対応可能</li> <li>・ 1 年生は令和 6 年度以降、7 学級が続く</li> </ul>

検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つつじが丘小学校の教室数不足への対応</li> <li>・つつじが丘小学校についての「適正規模の基本的な考え方」との整合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つつじが丘小学校及び拝島中学校についての「適正規模の基本的な考え方」との整合性</li> </ul>
------	--	--

第1案における、つつじが丘小学校の学級数の増に伴う教室数の不足について、課題への対応には校舎の増築などによる対応が必要となる。

また、第1案と第2案のどちらの案においても、つつじが丘小学校において、「適正規模の基本的な考え方」を上回るが、1学級当たりの児童数が少なくなることにより、学級運営においてメリットがあり、学年経営、学校経営においても大きな問題にはならないのではないかとの意見が複数上がり、また、物理的に許容できる施設の状況から、第2案を採用することが適当であるとの結論に達した。(資料10参照)

なお、拝島中学校は、現在でも生徒数が最も多い中学校であり、第2案を採用した場合、教室許容数は対応できるものの、1年生が継続して「適正規模の基本的な考え方」を上回る見込みであることから、別途通学区域の見直しについて検討をすることとした。

### (3) 通学区域の見直しについて

第2案を採用した場合の、拝島中学校の生徒数増にかかる学級増への改善策として、次の2つの通学区域の見直し案について検討した。

(資料9参照)

#### ① 拝島第一小学校の通学区域のうち、拝島中学校の通学区域の見直しについて

現在、拝島第一小学校の通学区域は、拝島中学校と多摩辺中学校の通学区域にわかれている。小学校から中学校に進学するにあたっては、同一の小学校の児童が可能な限り同じ中学校に進学するように通学区域の整合性を図ることが望まれることから、拝島第一小学校の通学区域を全て多摩辺中学校の通学区域に見直すことを検討した。

この場合、拝島中学校と多摩辺中学校ともに適正規模となるものの、多摩辺中学校は教室数が不足することから、現段階では継続した課題として受け止めるに留めることとした。

#### ② 拝島第二小学校と光華小学校の通学区域の見直しについて

前回答申で示された通学区域の見直しのうち、未実施であるこの案について、実施した場合の効果について検討した。

該当となる区域は、松原町一丁目の大規模集合住宅となるが、対象となる児童数が令和8年度以降、5人以下と少ないため、通学区域の見直しの効果は限定的であった。

以上のことから、拝島中学校の生徒数にかかる通学区域の見直しは現時点で行わず、今後の検討課題とすることとした。



昭島市立学校適正規模適正配置等審議会答申（案） 修正・変更一覧

	頁・行	変更前	変更後	変更理由	変更日
1	はじめに・6行目	注がれた。	注いできた。	主語「教育委員会」に合わせる。	9月7日
2	目次・「4」	適正規模・ <u>適正配置</u> ・通学区域の基本的な考え方	適正規模・通学区域の基本的な考え方	適正配置は審議していない。	9月7日
3	2頁・4行目	中学校の <u>生徒</u>	中学校の <u>生徒数</u>		9月7日
4	3頁・(1)①	人数	児童数		9月7日
5	3頁・(1)②	人数	生徒数		9月7日
6	6頁・(3)7行目	見込み <u>では</u> ある。	見込み <u>で</u> ある。	表現が婉曲的すぎる。	9月7日
7	8頁・18行目	<u>適正規模</u> の基本的な考え方	<u>通学区域</u> の基本的な考え方		9月11日
8	10頁・最終行	令和 <u>11</u> 年度	令和 <u>10</u> 年度		9月7日
9	11頁・4行目	<u>1</u> 学年	<u>2</u> 学年		9月7日
10	11頁・4行目	令和 <u>11</u> 年度	令和 <u>10</u> 年度		9月7日
11	11頁・21～22行目	令和 <u>11</u> 年度	令和 <u>10</u> 年度		9月7日
12	12頁3～8行目	また、第1案と第2案のどちらの案においても、つつじが丘小学校において、「 <u>適正規模の基本的な考え方</u> 」を上回るが、1学級当たりの児童数が少なくなることにより、学級運営においてメリットがあり、学年経営、学校経営においても大きな問題にはならないのではないかと意見が複数上がり、また、物理的に許容できる施設の状況から、第2案を採用することが適当であるとの結論に達した。		第2案を採用するに当たっての数値的な根拠を示してはどうか。	本日検討

検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つつじが丘小学校の教室数不足への対応</li> <li>・つつじが丘小学校についての適正規模の基本的な考え方との整合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つつじが丘小学校及び拝島中学校についての適正規模の基本的な考え方との整合性</li> </ul>
------	--	--

第1案における、つつじが丘小学校の学級数の増に伴う教室数の不足について、課題への対応には校舎の増築などによる対応が必要となる。

また、第1案と第2案のどちらの案においても、つつじが丘小学校は、「適正規模の基本的な考え方」を上回るが、1学級当たりの児童数が少なくなることにより、学級運営においてメリットがあり、学年経営、学校経営においても大きな問題にはならないのではないかとの意見が複数上がった。

令和11年度までの期間において4学級となる学年数が、第1案と比較して第2案が少ないこと、4学級となる場合の1学年あたりの児童数が、第1案と比較して第2案が少ないこと、また、物理的に許容できる施設の状況から、第2案を採用することが適当であるとの結論に達した。  
(資料10参照)

	第1案	第2案
4学級となる学年数	R8 = 2学年 R9 = 2学年 R10 = 5学年 R11 = 5学年	R10 = 1学年 R11 = 2学年
4学級となる場合の1学年あたりの児童数	R8 = 109～114人 R9 = 110～114人 R10 = 107～118人 R11 = 108～133人	R10 = 109人 R11 = 110～111人

なお、拝島中学校は、現在でも生徒数が最も多い中学校であり、第2案を採用した場合、教室許容数は対応できるものの、1年生が継続して「適正規模の基本的な考え方」を上回る見込みであることから、別途通学区域の見直しについて検討をすることとした。

### (3) 通学区域の見直しについて